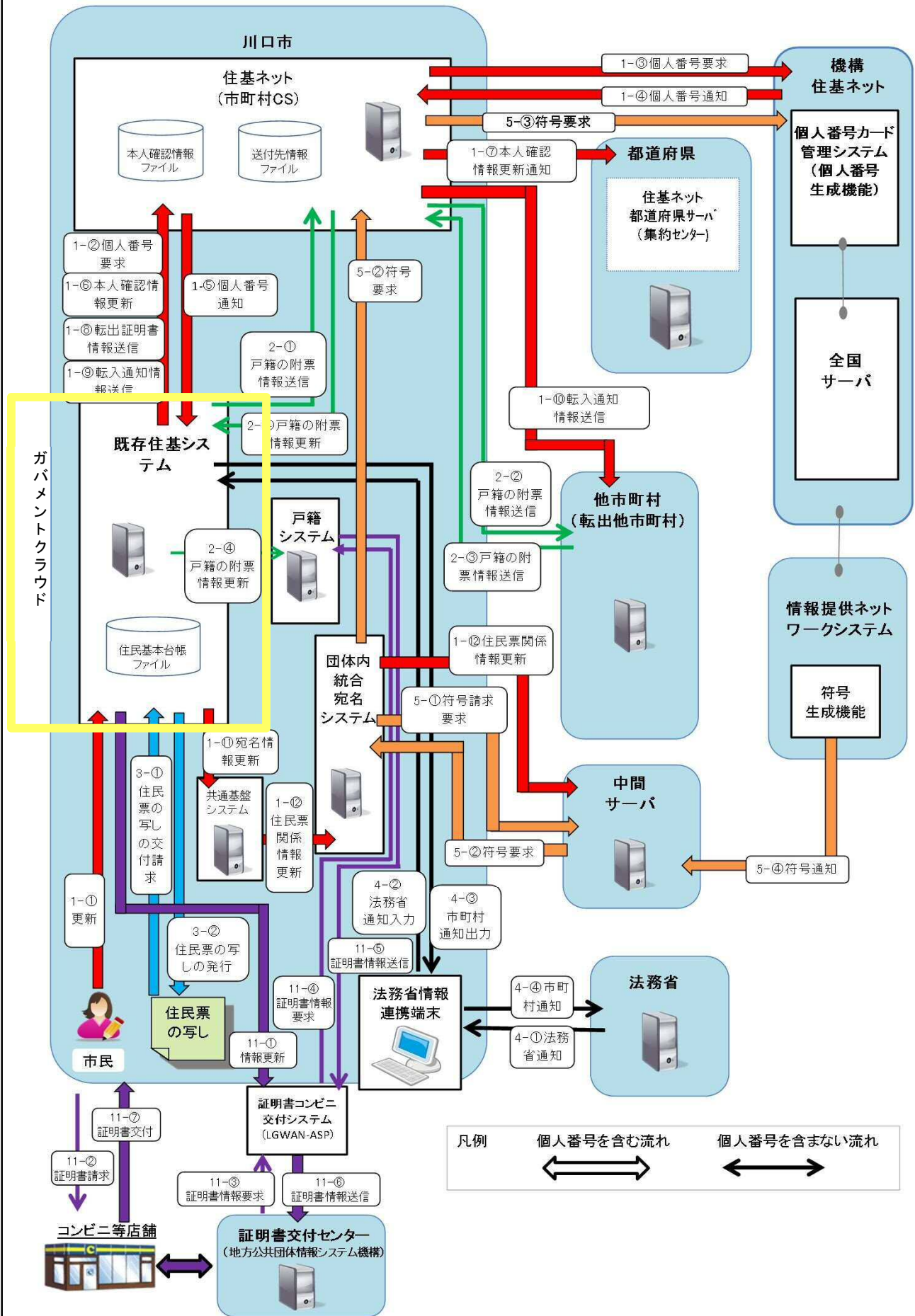
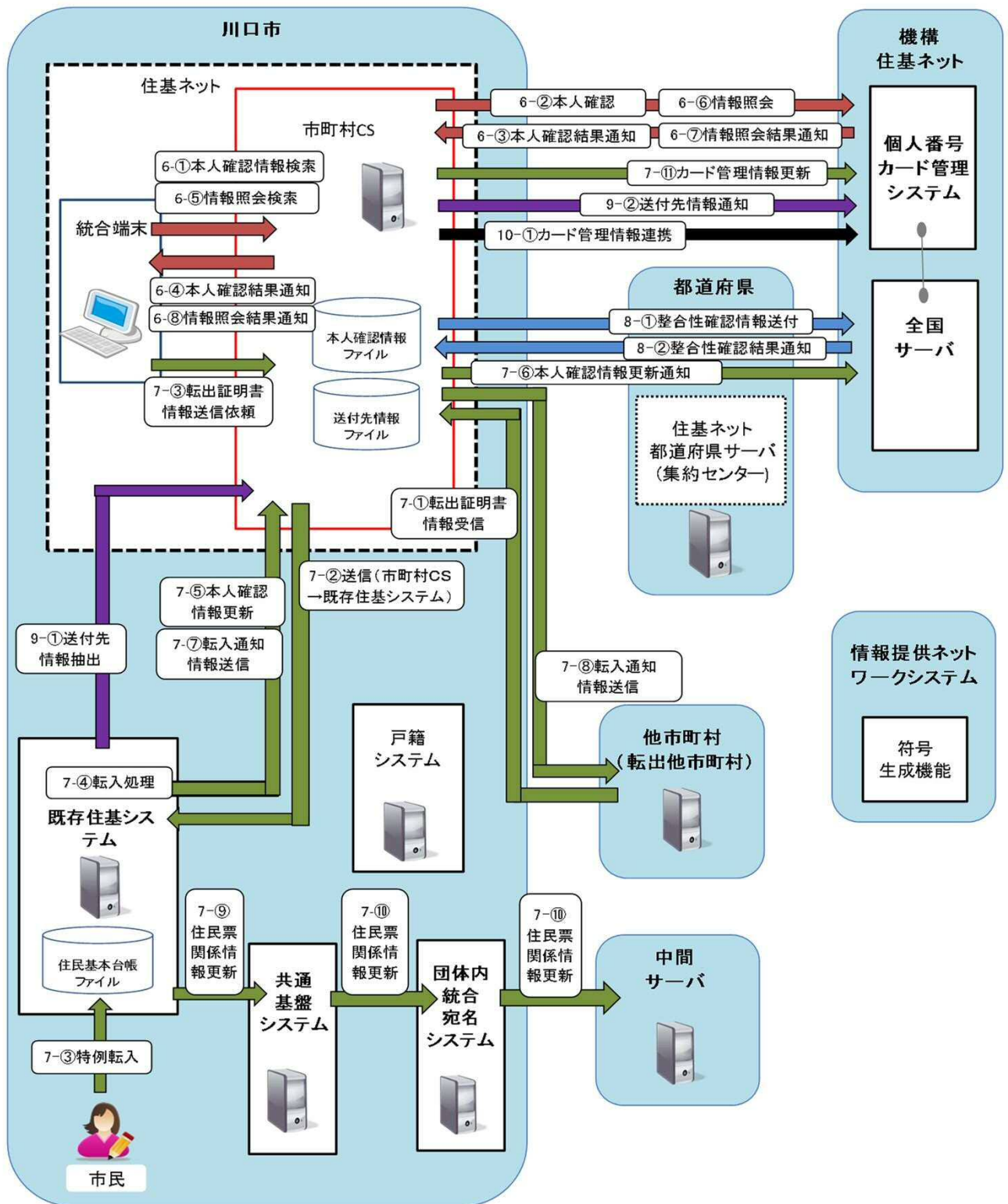


(別添1) 事務の内容

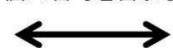
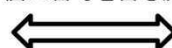




凡例

個人番号を含む流れ

個人番号を含まない流れ



(備考)

1. 住民異動に伴う個人番号の生成、変更、本人確認情報の更新に関する事務(特例転入以外)
 - 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出を受け付け、市の既存住基システムを更新する。
 - 1-② 出生等による個人番号の新規付番や個人番号の変更請求があった場合、住基ネットを通じて市町村CSに対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
 - 1-③ 機構に対し、当該住民の個人番号の生成、変更要求を行う。
 - 1-④ 機構により生成された個人番号の通知情報を受信する。
 - 1-⑤ 個人番号の通知情報を住基ネットを通じて市町村CSから受信し、既存住基システムにおいて、通知された個人番号の更新を行う。
 - 1-⑥ 更新された既存住基システムの住民情報を基に、住基ネットを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
 - 1-⑦ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
 - 1-⑧ 特例転入の届出がある場合、住基ネットを通じて転入証明書情報を市町村CSに送信する。
 - 1-⑨ 他市町村からの転入の場合、住基ネットを通じて転入通知情報を市町村CSに送信する。
 - 1-⑩ 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
 - 1-⑪ 更新された既存住基システムの住民情報について、共通基盤システムの宛名情報を更新する。
 - 1-⑫ 更新された既存住基システムの住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。
2. 住民異動に伴う戸籍の附票情報更新に関する事務
 - 2-① 住民より住所異動の届出があり、本籍地が市外の場合、住基ネットを通じて市町村CSに戸籍の附票情報を送信する。
 - 2-② 市町村CSより本籍地がある他市町村に対して、戸籍の附票情報を送信する。
 - 2-③ 他市町村で住民異動の届出があり本籍地が本市の場合、他市町村より戸籍の附票情報が送信される。
 - 2-④ 他市町村より戸籍の附票情報が送信された場合、また、住民より住所異動の届出があり本籍地が市内の場合、戸籍システムで戸籍の附票情報を更新する。
3. 住民票の写しの発行に関する事務
 - 3-① 住民より住民票の写しの交付請求を受け付ける。
 - 3-② 既存住基システムより住民票の写しを発行する。
4. 外国人住民に対する法務省通知、市町村通知に関する事務
 - 4-① 法務省情報連携端末より法務省通知を受信する。
 - 4-② 法務省通知を既存住基システムへ取り込み、外国人住民の情報を更新する。
 - 4-③ 既存住基システムより外国人住民に関する市町村通知を作成し、出力する。
 - 4-④ 法務省情報連携端末より市町村通知を送信する。
5. 情報提供用個人識別符号の取得に関する事務
 - 5-① 団体内統合宛名システムより個人番号と団体内統合宛名番号のペアデータを中間サーバに送信する。
 - 5-② 中間サーバにより生成された処理通番と個人番号のペアデータを、団体内統合宛名システムを経由し市町村CSに対し情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。
 - 5-③ 機構に対し、情報提供用個人識別符号の取得要求を行い、情報提供ネットワークシステム内で情報提供用個人識別符号を生成する。
 - 5-④ 中間サーバに対し、情報提供用個人識別符号を通知する。

6. 本人確認に関する事務及び機構への情報照会に係る事務

- 6-①. 住民からの申請等に基づき、統合端末より本人確認情報を検索する。
- 6-②. 本人確認対象者が市外の住民等の場合、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 6-③. 全国サーバからの検索結果を送信する。
- 6-④. 統合端末に対し、全国サーバまたは市町村CS内の検索結果を通知する。
- 6-⑤. 住民からの申請等に基づき、統合端末より情報照会を実施する。
- 6-⑥. 本人確認対象者が市外の住民等の場合、機構に対して情報照会を実施する。
- 6-⑦. 機構からの検索結果を受領する。
- 6-⑧. 統合端末に対し、機構または市町村CS内の情報照会結果を通知する。

7. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 7-①. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 7-②. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 7-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「6. 本人確認に関する事務及び機構への情報照会に係る事務」を参照)を行う。
※転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※7-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、7-①・②を行う。
- 7-④. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
- 7-⑤. 既存住基システムにて更新された住民情報を基に、住基ネットを通じて市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 7-⑥. 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
- 7-⑦. 他市町村からの転入の場合、転入通知情報を住基ネットを通じて市町村CSに送信する。
- 7-⑧. 転入通知情報を市町村CSより他市町村へ送信する。
- 7-⑨. 更新された既存住基システムの住民情報について、共通基盤システムの宛名情報を更新する。
- 7-⑩. 更新された既存住基システムの住民情報について、団体内統合宛名システムを通じて中間サーバの住民票関係情報を更新する。
- 7-⑪. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

8. 本人確認情報整合に係る事務

- 8-①. 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 8-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CS分の整合性確認用の本人確認情報との整合性確認を行い、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

9. 送付先情報通知に関する事務

- 9-①. 既存住基システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出し、住基ネットを通じて市町村CSに送信する。
- 9-②. 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

10. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 10-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

11. 証明書コンビニ交付システムとの情報連携

- 11-①. 住民票関係情報は、随時で更新を行う。
- 11-②. 市民がコンビニ等店舗で証明書の請求を行う。
- 11-③. 地方公共団体情報システム機構上の証明書交付センターから証明書コンビニ交付システムに対し、証明書情報の要求を行う。
- 11-④. 証明書コンビニ交付システムから戸籍システムに対し、証明書情報の要求を行う。
- 11-⑤. 戸籍システムから証明書コンビニ交付システムに対し、証明書情報を送信する。
- 11-⑥. 証明書コンビニ交付システムから地方公共団体情報システム機構上の証明書交付センターに対し、証明書情報を送信する。
- 11-⑦. コンビニ等店舗で市民に証明書を交付する。

※住民票関係の証明書交付は②→③→⑥→⑦、戸籍関係の証明書交付は②→③→④→⑤→⑥→⑦で行う。